

令和4年度滋賀県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関
における外国人患者の受入れ体制確保事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、外国人患者の受入れ体制を確保するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号）、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日医政発0401第23号、健発0401第3号、薬生発0401第23号）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等である外国人について、院内等での感染拡大を防ぎながら、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備し、国籍に関わらず適切な入院治療・療養が提供される環境を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」とは、県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関（「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づく、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関）をいう。
- (2) 「県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」とは、平成31年3月26日医政総発0326第3号・観参第800号厚生労働省医政局総務課長・観光庁外客受入担当参事官通知「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入れ体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき県が選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。

(補助の対象事業者)

第4条 補助の対象は、第2条に定める目的をもって事業を実施する新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する外国

人患者を受け入れる拠点的な医療機関とする。

なお、本事業を実施する医療機関においては、次の点に留意すること。

- (1) 県は、本事業により外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備を行った入院医療機関の情報を「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制の整備について」（令和2年3月26日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された、県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門に共有する。
- (2) 県の調整により、即応病床への外国人患者の受入れを要請された場合には、正当な理由がある場合を除き、当該外国人患者を受け入れること。ただし、本事業は外国人専用病床の確保および都道府県の調整における外国人患者の優先を求めるものではない。

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、第2条に定める目的に基づき、院内等での感染拡大を防ぎながら、外国人患者の受入れにあたり必要な多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備する事業とする。

なお、この補助事業における対象経費は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに納品され、整備が完了する設備等に要した費用に限る。

（補助金の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に掲げる対象経費（施設整備および設備整備の合計額）の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費	備考
1 医療機関 当たり 10,000,000 円	前条の補助対象事業を実施するために必要な次に掲げる経費 賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、	補助対象事業としては、例えば以下のよう な取組が考えられる。 (1)医療通訳のできる者、外国人患者受入れ医療コーディネーター、清掃・消毒その他の外国人患者の療養の支援に必要な職員等の配置 (2)外国人患者とのやり取りに用いる資料（院内案内、療養上の注意、各検査・治療に關す

	<p>役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料および賃借料、備品購入費</p> <p>※従前から勤務している者および通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。</p>	<p>る同意書、セルフ健康チェック表、動画説明資料等）の多言語作成</p> <p>(3)外国人患者の導線上における施設内表示の多言語翻訳</p> <p>(4)外国人患者の特性を考慮したベッド、医療機器等の整備</p> <p>(5)外国人患者の特性を考慮した宗教食の調理や礼拝に必要な設備等の確保</p> <p>(6)外国人患者対応の留意点を踏まえた医療従事者等の施設内感染拡大防止対策（外国人患者対応の留意点を踏まえた研修、健康管理等）の実施</p> <p>(7)海外の民間保険会社への医療費請求、搬送の調整等を支援する医療機関向けアシスタンスサービスの契約</p>
--	--	---

（交付申請）

第7条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、様式第1号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

（交付の条件）

第8条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 事業の実施により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しまたは廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業の実施により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により交付金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、様式第 4 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 31 日までに知事に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

（変更申請）

第 9 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、様式第 2 号による申請書を、同様式に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 12 条に規定する実績報告は、様式第 3 号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後 1 か月以内または翌年

度 4 月 10 日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

- 2 第 7 条第 2 項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(概算払)

第 11 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第 5 号による交付請求書（概算払）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 12 条 補助事業者は、第 7 条の規定に基づく交付の申請、第 8 条第 7 号の規定に基づく報告、第 9 条の規定に基づく計画変更の申請、第 10 条の規定に基づく実績報告または第 11 条の規定に基づく概算支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第 13 条 標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 10 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(検査)

第 14 条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助金について適用する。

なお、令和 4 年 4 月 1 日以降の事業に適用する。